ストップ!消費者トラブル

問 企画調整課 商工振興係 **2**476-1111 (229)

◆「悪質」な住宅リフォーム工事訪問販売にご注意!

県内では、瓦や壁の塗装、瓦の葺き替えなど、住 宅のリフォーム工事に関する相談が増えています。

トラブルに遭わないために注意すべきポイントを ご紹介します。



無理にとは 言いませんけど、 今決めないと、 後悔しますよ

ポイント1

突然の訪問に注意!安価な金額でもすぐ契約しない!

契約の勧誘が目的であることを明示しないで勧誘行為を行うことは法令で禁止されていま す。知らない業者の訪問には注意しましょう。また、安価な金額であっても、その場で契約 せずに、複数社から見積りをとるようにしましょう。

ポイント2

「近所で工事をやっている」と言われても安心ない!

安心感を与えるため「近所で工事をやっていて気付いた」などと言って偶然を装って訪問 してくることがあります。実際にはそのような工事をしていない場合がありますので安心し てはいけません。

ポイント3

工事代金の前払いに注意!

工事費用の全額を前払いすることは避け、契約書に記載されていない追加代金の要求には 応じないようにしましょう。

ポイント4

断りきれず契約してしまったら

契約して工事が始まっていた場合でも、8日間以内ならクーリング・オフが可能です。町 の消費生活相談窓口へご相談ください。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約 を解除できる場合がありますので、あきらめずに相談しましょう。

※クーリングオフ制度・・・法律で定められた特定の契約・取引に関して契約後でも期間限 定で無条件に契約・取引を無効にできる制度。

訪問販売や電話勧誘など、急に購入・契約を決定するような契約や取引に対して、消費者 自身が冷静になって考える期間を与える、消費者を守るための制度です。

≪大崎町消費生活相談窓口≫

企画調整課商工振興係 ☎ 476-1111(229)